



2023年6月14日

各位

会社名 株式会社ラックランド
代表者名 代表取締役社長 望月 圭一郎
(コード番号: 9612 東証プライム)
問合せ先 取締役管理本部長 鈴木 健太郎
(TEL: 03-3377-9331 (代表))

(差替)特別調査委員会の調査報告書(中間報告)受領
及び特別調査委員会による調査の進捗状況に関するお知らせ

当社は、2023年6月13日 20時30分付で掲題について開示いたしましたが、当該ファイルの内容に不備があったため、改めて正しい内容のファイルを添付いたします。なお、記載事項に変更はございません。

以上

[添付資料]

2023年6月13日付

「特別調査委員会の調査報告書(中間報告)受領及び特別調査委員会による調査の進捗状況に関するお知らせ」

2023年6月13日

各位

会社名 株式会社ラックランド
代表者名 代表取締役社長 望月 圭一郎
(コード番号：9612 東証プライム)
問合せ先 取締役管理本部長 鈴木 健太郎
(TEL：03-3377-9331 (代表))

特別調査委員会の調査報告書（中間報告）受領及び
特別調査委員会による調査の進捗状況に関するお知らせ

当社は、2023年5月12日付「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」及び同月15日付「2023年12月期第1四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社が施工工事等を委託する協力会社からの過去の工事収益及び工事原価に係る証憑書類の変造の有無等（以下「本当初事案」といいます。）について、特別調査委員会（以下「本調査委員会」といいます。）を設置し、調査を行ってまいりました。また、2023年6月6日付「特別調査委員会の構成の一部変更に関するお知らせ」に記載の通り、上記調査の過程で、当社の一部従業員による協力会社に対する工事代金の額及び請求時期等に係る不適切な要請が行われていた疑義が生じたことに端を発し、当社の財務諸表等に影響を与える可能性が生じている事案（以下「本追加事案」といいます。）が判明するに至ったことから、本調査委員会の委嘱事項に本追加事案の調査を含めるとともに、より客観的かつ高い独立性を担保した実効性のある調査を実施するため、外部専門家の追加選任を行い、かつ、本調査委員会の委員長を外部専門家としたうえで、当社から独立した中立・公正な外部専門家のみを委員とする構成に変更し、事実関係解明のための徹底した調査を行っております。

本日、本調査委員会より本当初事案に関する調査報告書（中間報告書）を受領いたしましたので、現時点での本調査委員会による本追加事案に関する調査の進捗状況と併せて、下記のとおりお知らせいたします。

1. 本当初事案に関する本調査委員会の調査結果

本当初事案に関する本調査委員会の調査結果につきましては、添付の「調査報告書」をご覧ください。なお、当該報告書につきましては、プライバシー及び機密情報保護等の観点から、部分的な非開示措置を施しております。

2. 本当初事案の財務的な影響

当社は、本当初事案に関する本調査委員会の調査の結果を受け、引き続き会計監査人であるPwC京都監査法人（以下「会計監査人」といいます。）の四半期レビューを受けており、また、本追加事案に関する本調査委員会の調査の結果と合わせて、連結財務諸表等への財務的影響を検討する予定です。

3. 本調査委員会による本追加事案に関する調査の進捗状況

本追加事案は、工事案件において、当社の複数の工事部門、支店において、工事担当者から協力会社に対して、当該工事案件の原価を調整して目標粗利率を達成するなどの目的で、当該案件に係る施工代金の請求額の一部を他の案件に係る施工代金の一部として計上して請求する方法、当該案件に係る施工代金の請求額の一部の減額を要請し将来の他の案件において減額分を支払うことを約束する等の方法により、原価の付け替えに係る不適切な要請をしていたとの事案です。現状の調査では、工事担当者十数名程度が個別にかかる不適切な要請を行った疑いがあり、今後の調査で詳細を明らかにする予定です。

本調査委員会は、2023年6月6日付「特別調査委員会の構成の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、本追加事案に関する調査を進めており、これまでに、本追加事案に関して、関係資料の精査、本調査委員会への内部通報窓口の設置、アンケート調査、関係当事者へのヒアリング調査などを行ってまいりました。

当社は、特別調査委員会による調査に全面的に協力し、提出期限の延長の承認をいただいている第54期（2023年12月期）第1四半期報告書（以下「本四半期報告書」といいます。）について、延長承認された提出期限（2023年6月14日）に向けて提出準備を進めておりました。しかしながら、本追加事案に係る追加調査に応じて本四半期報告書の提出のためのスケジュール全体が後ろ倒しとなったため、当社による財務諸表等及び四半期報告書の作成並びに会計監査人による追加的なレビュー手続に時間を要しております。また、現時点では、本追加事案による当社の財務状況への影響は不明です。

4. 今後の対応方針

当社は、今回の調査結果を真摯に受け止め、また、本追加事案に関する本調査委員会の調査の結果も踏まえた上で、再発防止策を策定する予定です。具体的な再発防止策は、決定次第お知らせいたします。

5. 今後の予定

今後、本調査委員会より、2023年7月25日頃を目途に本追加事案に関する調査報告書を受領する予定です。その内容につきましては、本追加事案に関する調査報告書受領後に改めて公表させていただきます。

また、提出期限延長が承認されている本四半期報告書の提出につきましては、現在検討中です。詳細が決定的次第速やかにお知らせいたします。

改めまして、株主をはじめ投資家の皆様、お取引先及び関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上

調査報告書
(中間報告)
【公開版】

2023年6月13日

特別調査委員会

2023年6月13日

株式会社ラックランド 御中

特別調査委員会

委員長 早川 明 伸

委員 村 木 高 志

調査報告書目次

第1	調査の概要	8
1	調査委員会の設置経緯	8
(1)	特別調査委員会の設置経緯	8
(2)	組織変更	8
2	本委員会の委嘱事項（本事案について）	9
3	中間報告にあたって	9
(1)	本中間報告の目的	9
(2)	組織変更後に就任した委員の関与について	9
4	委員会の構成及び調査体制	9
(1)	本委員会の構成	9
(2)	本委員会の組織変更（参考）	10
5	調査期間	10
6	調査の方法・範囲	11
(1)	関係資料の精査	11
(2)	ヒアリング	11
(3)	デジタル・フォレンジック調査	12
(4)	アンケート調査	15
(5)	内部通報窓口の設置	19
(6)	見積書の照合確認	19
7	本委員会（組織変更前）の会議開催状況	23
8	本調査の限界	23
第2	当社の概要	23
1	基本情報及び沿革	23
(1)	当社の基本情報	24
(2)	沿革	24
2	組織	25
(1)	組織の概要	25
(2)	関係会社の概要	25
(3)	コーポレート・ガバナンスの状況	28
第3	本調査の対象とした当社の制作事業	32
1	制作事業の概要	32
(1)	事業内容	32
(2)	関連する事業部門の果たす役割	32
2	制作事業のフロー	34
(1)	案件の立ち上げ	34

(2)	「反社チェック」及び「客先調査」	35
(3)	「取組会議」の開催	35
(4)	「応礼会議」の開催	35
(5)	「受注許可」	35
(6)	見積書の提示と契約交渉	36
(7)	受注票の発行	36
(8)	「工事实行予算表」の作成と「着工会議」の開催及び「着工許可」	36
(9)	発注・手配及び現場管理	37
(10)	工事検収及び引渡し、工事实行予算の締め処理	37
(11)	請求及び支払	37
第4	制作事業における収益認識基準の適用の状況	37
1	収益認識基準の改正	37
2	当社における収益認識基準の適用	38
3	収益認識基準による収益認識のための業務フロー	38
(1)	工事進行基準適用の要件の妥当性の確認	39
(2)	工事進行基準適用の検討対象となる案件の抽出	39
(3)	チェックリストによる「施工環境、受注金額、見積原価、回収可能性」の確認	39
(4)	工事部門担当者による見積原価の合理性の有無の確認	39
(5)	D部担当者による証憑の確認等による見積原価の合理性の有無の確認	40
(6)	「進行基準適用案件管理表」への記入	40
(7)	証憑書類等の管理と監査法人への提出	40
4	運用開始に向けての社内周知	41
(1)	社内での勉強会	41
(2)	幹部会での説明	41
(3)	従業員への周知	41
5	業務フローの変更 積算価の排除	42
(1)	変更の内容及び経緯	42
(2)	変更に関する社内周知	42
第5	本調査によって確認された事実（本事案に関する事実）	43
1	確認された事実の概要	43
(1)	本制作案件の概要	43
(2)	本件変造行為の概要	43
2	本件変造行為が行われた経緯	44
(1)	本制作案件の立ち上げから見積書の提示まで	44
(2)	「契約前工事着工指示書」の受領	44
(3)	A氏が本制作案件を担当した経緯	44

(4) 着工会議	45
(5) 本制作案件への工事進行基準適用の判断	45
(6) E部のD氏からA部のC氏らへの見積書の収集依頼	45
(7) A氏からB氏への相談	45
(8) 本件変造行為②の実行	46
(9) 本件変造行為①の実行（本事案）	49
(10) 本件変造行為後の対応状況	54
3 本件変造行為に対する評価	54
(1) 客観的行為	54
(2) 動機	54
第6 本調査によって確認されたその他の事実	55
1 類似事案の有無のための調査結果	55
2 各行為の内容	55
(1) B支店の事案	55
(2) A部の事案	56
(3) C支店の事案	57
(4) D部の事案	60
3 評価	60
(1) 上記2(1)～(3)の事案について	60
(2) 上記2(4)の事案について	61
第7 原因分析及び再発防止策の提言について	61

用語集

用語	内容
当社	株式会社ラックランド
本事案	監査法人からの指摘で判明した、当社の工事担当者が制作案件の工事見積原価にかかる見積書を、同じ業者から以前に入手していた見積書（PDF データ）を利用し、改ざんした事案
本委員会	2023年5月12日付で設置された外部有識者を含めた特別調査委員会。特に言及がない限り、組織変更前の特別調査委員会を指す。
協力会社	当社が発注する下請け工事業者
本調査	本委員会が行った調査
役職員	役員及び従業員
追加調査事象	本事案に関する調査の過程で判明した、当社から協力会社に対して、ある案件に係る施工代金の請求額の一部を他の案件に係る施工代金の一部として計上して請求する、ある案件に係る施工代金の請求額の一部の減額を要請し将来の他の案件において減額分を支払うことを約束する等の不適切な処理を要請していたというもの
工事進行基準	履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度を基に一定の期間にわたり収益を認識する方法
工事進行基準適用案件	工事進行基準が適用される制作案件
収益認識基準	企業会計基準委員会の公表に係る「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）
工事担当者	工事進行基準適用案件において、協力会社から見積書を収集する役割を担っている担当者
制作事業	当社が行っている、店舗施設制作事業。具体的には、商業施設や小売・飲食店舗、物流施設、食品工場、ホテル等の各種施設における企画・設計・施工・監理業務の受託、商品の販売、保守メンテナンス業務の提供等を内容とする。
営業部門	営業本部事業部（ 部、 部、 部、 部、 部、 部）及び営業本部支店・営業所の総称
営業担当者	営業部門の担当者

第1 調査の概要

1 調査委員会の設置経緯

(1) 特別調査委員会の設置経緯

2023年4月28日、株式会社ラックランド（以下「当社」という）内部監査室長が会計監査人から、「2023年12月期第1四半期の四半期連結財務諸表に係る四半期レビューの実施過程において、制作案件の工事原価に関する下請け工事業者（以下「協力会社」という）からの見積書のPDFファイルを開覧したところ、改ざんされた可能性がある形跡を発見した」旨の報告と、事実確認の依頼を受けた。

内部監査室長は、同日中に当該工事見積書の収集を担当していた工事本部A部A氏（以下「A氏」という）に事実確認のための電話をし、A氏から「当該見積書ファイルは作成したサンプルを誤って見積書フォルダに格納していた」という説明を電話で受け、同年5月1日にその旨を会計監査人に報告後、会計監査人から内部監査室長に、見積書原本もしくは協力会社から送付されてきたメールに添付されている見積書のPDFファイルの確認要請があった。その後、会計監査人から催促を受け、内部監査室長がA氏に複数回催促の電話をするも大型連休中で連絡が取れず、内部監査室長が大型連休明けの同月9日にA氏との面談の場を設け再度確認したところ「当該見積書ファイルは同じ業者から以前に入手していた見積書（PDFデータ）を利用し、日付など4か所を改ざんした」と述べ、A氏が協力会社から受領していた見積書を変造していたことが判明した（以下「本事案」という）。

当社は、会計記録の基礎になる証憑ファイルの変造事実が潜在的に財務諸表に与える影響の重要性に鑑みて、また本事案の発生を重く受け止め再発防止に資する観点からも、本事案と同類の事案の有無に関する事実、組織的関与の有無など真因の特定、及び再発防止策の検討が必要と判断し、2023年5月12日に取締役会の書面決議で、外部専門家を委員に含めた特別調査委員会（以下「本委員会」という）を設置することとした。なお、同日、「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」と題する適時開示が発出された。

(2) 組織変更

2023年5月30日、本委員会で実施していたデジタル・フォレンジックの結果から、新たな不適切な事象と疑われる記載があるメールが複数件見つかった。新たに、不適切な事象として疑われた内容は、当社から協力会社に対して、ある案件に係る施工代金の請求額の一部を他の案件に係る施工代金の一部として計上して請求する、ある案件に係る施工代金の請求額の一部の減額を要請し将来の他の案件において減額分を支払うことを約束する等の不

適切な処理を要請していたというもの（以下「追加調査事象」という）であり、本委員会が想定していた見積書変造の件とは別個の独立した事象であった。本委員会としては、追加調査事象については、本委員会の委員から当社の役員を除き、より独立性・中立性を有する新たな体制で調査を行う必要があると考え、会計監査人からも、同様の要請があった。

そのため、当社は、同年6月6日、独立性の観点から、会社内部の委員1名を含めない形で、既存の本委員会の構成員変更を行った上で調査を行うこととし、今後、追加調査事象に対する調査が本事案とは別に、あらためて継続されることとなった。

2 本委員会の委嘱事項（本事案について）

本委員会が本事案に関して当初に当社から委嘱を受けた事項は、次のとおりである。

- ① 当該従業員へのインタビュー及び関連する役職者へのインタビュー
- ② デジタル・フォレンジック調査
- ③ 工事収益及び工事原価に係る証憑書類（電子ファイルを含む）の変造有無の調査等
- ④ 本件に類似する案件の存否及び事実関係の調査
- ⑤ 本件が生じた原因の究明と再発防止策の提言
- ⑥ その他、本委員会が必要と認める事項

3 中間報告にあたって

(1) 本中間報告の目的

本報告書は、上記の本委員会の本事案に関する委嘱事項について報告することを目的としており、上記組織変更後の調査委員による追加調査事象に関する調査は、本報告書の目的には含まれない。

(2) 組織変更後に就任した委員の関与について

本報告書に記載した内容に関する調査は、組織変更前の調査委員会の委員によって行われているものであり、組織変更後新たに就任した調査委員が関与したものではない。

4 委員会の構成及び調査体制

(1) 本委員会の構成

組織変更前の本委員会の構成は下記のとおりであった。

- 委員長 : 大竹 隆一 (当社取締役/常勤監査等委員)
委員 : 早川 明伸 (弁護士/早川・村木経営法律事務所)
委員 : 村木 高志 (弁護士/早川・村木経営法律事務所)
委員 : 谷貝 彰紀 (弁護士/早川・村木経営法律事務所)

組織変更前の本委員会は、下記の弁護士を調査補助者に選任し、調査に従事させた。

[早川・村木経営法律事務所]

西野肇、西野貴紀、松尾梨奈、石崎仁紘

[中島経営法律事務所]

寺田寛、鹿毛俊輔

また、組織変更前の本委員会は、本事案に関与していないことを確認の上で、内部監査室長1名を本委員会事務局に選任し、守秘義務誓約書の提出を受けた上で、資料収集や事務連絡などの事務局業務に従事させた。

(2) 本委員会の組織変更 (参考)

組織変更により、本委員会の構成員が以下のとおり変更された。

ア 新たに選任された委員

- 委員 : 中原 健夫 (弁護士/弁護士法人ほくと総合法律事務所)
委員 : 和田 正夫 (公認会計士/和田公認会計士事務所)

イ 退任した委員

- 委員長 : 大竹 隆一 (当社取締役/常勤監査等委員)
委員 : 谷貝 彰紀 (弁護士/早川・村木経営法律事務所)
※補助者として引き続き調査に従事する。

ウ 変更後の本委員会の構成

- 委員長 : 早川 明伸 (弁護士/早川・村木経営法律事務所)
副委員長 : 中原 健夫 (弁護士/弁護士法人ほくと総合法律事務所)
委員 : 村木 高志 (弁護士/早川・村木経営法律事務所)
委員 : 和田 正夫 (公認会計士/和田公認会計士事務所)

5 調査期間

本報告書の目的に関する調査の期間は、2023年5月12日から同年6月13日までである。ただし、本委員会による調査は、この期間後も継続される。

6 調査の方法・範囲

(1) 関係資料の精査

工事関連書類、業務運用細則、社内規程、社内通達などの客観的資料を確認した。

(2) ヒアリング

2023年5月16日から同年6月9日までに当社の役員及び従業員（以下「役職員」という）合計36人に対して合計44回のヒアリングを実施した（一部、WEB会議で実施）。

ヒアリング対象者の選定については、本事案と同様または類似行為が発生している可能性がある「工事進行基準」が適用される制作案件（以下「工事進行基準適用案件」という）を考慮した。「工事進行基準」とは、「履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度を基に一定の期間にわたり収益を認識する方法」である。当社では、2022年12月期から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）に従い工事進行基準を適用しており、本調査開始時点までの工事進行基準適用案件は■■■■件である。これら■■■■件の工事進行基準適用案件に関与した責任者、工事リーダー、工事担当者（いずれも社内システム上の呼称による）のうち、ヒアリングの効率的実施の観点から複数案件に関与している者を中心に、見積書の変造行為が組織的にまたは部門横断的に行われているかを確認する観点から各部で最低1名、各支店及び営業所からも1名を選定した。また、責任者については、本事案が発生した工事部門の部長職、支店長を対象として、組織的関与の有無についても確認することとした。初期ヒアリングも含まれるため、業務フローを把握する趣旨も含め、後述するデジタル・フォレンジックとは異なり、見積書を収集する役割を担っている担当者（以下「工事担当者」という）に限らずに選定した。加えて、工事進行基準適用案件の見積書を受領するD部の担当者、監査法人との監査関連資料共有システムであるConnectに登録している担当者、及びD部の部門長も対象者として選定した。その他、本事案発生部門を管掌している代表取締役（工事本部長を兼任している）、取締役（工事本部長代行）、D部を管掌している取締役（管理本部長）をヒアリング対象者として選定した。

なお、上記の者のヒアリング、別途実施するデジタル・フォレンジック、アンケート調査などを踏まえて、組織的関与や同様・類似事案に関してヒアリングの必要性が生じた場合には、追加ヒアリング（同一名に対する複数回ヒアリングを含む）を実施する方針とした。

また、当社のグループ会社のうち6社において工事進行基準適用案件を実施しているが、

これらの会社の役職員については当初のヒアリング対象者には含めず、デジタル・フォレンジック、アンケート調査などを踏まえて、必要に応じてヒアリングを実施する方針とした。

具体的なヒアリングの対象者氏名、所属・役職等、実施日、回数は、次のとおりである（実施順）。

【非開示】

(3) デジタル・フォレンジック調査

当社の役職員のうち 50 名について、株式会社 KPMG FAS の協力を得てデジタル・フォレンジックを実施した。対象者は、工事進行基準適用案件全 1 件における各工事担当者 43 名、本事案が発生した A 部の工事担当者の上長 2 名、及び同担当者らに対して見積書の提供を依頼・収集する者が所属する業務部門の従業員 5 名の合計 50 名とした。上記ヒアリングの結果も踏まえると、本事案と同様または類似行為が発生するのは見積書を収集する工事担当者の行為によるものと考えられるため、デジタル・フォレンジックにおいては、工事担当者を対象とした。また、組織的関与の有無については、それがあるとすれば上長から工事担当者への指示があるはずであり、工事担当者へのメールから確認されたと考えられたが、念のため、本事案行為者の上長 2 名も対象とした。見積書を受領する D 部の担当者らについても、本事案への関与（共謀、指示、示唆など）、同様または類似事案への関与がある可能性があることから、対象として選定した。

また、対象期間については、当社が会計基準を変更して工事進行基準の適用を開始した 2022 年 1 月 1 日を始期とし、本事案発生後の 2023 年 5 月 8 日を終期とした。

当社サーバー内から抽出したメールデータ、インサークルトーク（社内チャットツール）のデータ及びクラウドサーバー（OneDrive、OneNote、SharePoint）内保存のファイルデータをダウンロードしたデータを対象に、本事案、類似事案及び不正一般に関連する特定のキーワード検索等により絞り込みを実施し、合計で重要メール 143 件、関連メール 12 件、チャット 22 件、ファイル 2 件をレビュー対象とした。重要なデータについては、当委員会が実施するインタビューにおける事実確認の参考資料とするなどして活用した。

なお、会社貸与の携帯電話については、社内のシステム部門の承認がないと勝手に Line 等のアプリをインストールできないこと、メール及びチャットの内容は端末ではなくサーバーに全て記録されていること、及び工事担当者からのヒアリングによっても会社貸与の携帯電話を通話以外に用いて協力会社の担当者とやり取りをすることはほとんど確認されなかったことから、対象外とした。

個人所有の携帯、会社貸与の PC については、上記のデジタル・フォレンジックで十分に必要な証拠が得られると考えられたことに加え、これらをデジタル・フォレンジックの対象とすれば個人及び会社業務に著しい負担を課すことから、対象外とした。

デジタル・フォレンジック対象者の詳細、検索に使用したキーワードは、以下のとおりで

ある。

<対象者>

【非開示】

<メール検索キーワード>

1	“架空”
2	“虚偽”
3	“偽装”
4	“偽造”
5	“隠密”
6	“隠蔽” OR “隠ぺい”
7	“隠滅”
8	“隠匿”
9	“内密”
10	“ここだけ”
11	“内緒” OR “秘密” EXCLUDE (“秘密情報” AND “秘密保持”)
12	“他言無用”
13	“口裏” OR “口止め”
14	“辻褄” OR “つじつま”
15	“不適”
16	“不正”
17	“粉飾”
18	“改竄” OR “改ざん”
19	“ヤバイ” OR “ヤバい” OR “やばい”
20	“まずい” OR “マズイ”
21	“告発”
22	“通報”
23	“国税”
24	“監査法人”
25	“PWC”
26	“水増” OR “水増請求”
27	“上乘せ” OR “上乘”
28	“原価付替” OR “付け替え”
29	“支払繰延” OR “繰延” OR “先送り” OR “先延ばし”

30	“貸し借り” OR “貸借”
31	“お礼”
32	“ホットライン”
33	“手口”
34	“ばれた” OR “バレた” OR “ばれる” OR “バレる”
35	“黙って”
36	“言うな” OR “言わない”
37	“誤魔化” OR “ごまか”
38	“裏で”
39	“帳尻”
40	“便宜”
41	“関係社外秘” OR “関係者外秘”
42	“進行基準” AND “決算”
43	(“見積” AND “発行できない”) OR (“見積” AND “提出できない”)
44	(“PDF の” OR “PDF を” OR “PDF が” OR “PDF に”) AND (“修正” OR “入力” OR “変更”)
45	上書き
46	(“見積 調整” ~10)
47	(“あてこむ 案件”~10) OR (“当て込む 案件”~10) OR (“あてこむ 工事”~10) OR (“当て込む 工事”~10)
48	(“入れ込む 案件”~10) OR (“いれこむ 案件”~10) OR (“入れ込む 工事”~10) OR (“いれこむ 工事”~10)
49	(“コネクト アップ”)
50	(“調整 精算”~20) OR (“調整 支払”~20)
51	” 借金” OR ” 貯金”

<ファイル検索キーワード>

1	架空
2	虚偽
3	偽装
4	偽造
5	隠密
6	隠蔽 OR 隠ぺい
7	隠滅
8	隠匿

様が当社及びグループ会社から不利益処分を科されることはない」旨を周知した。結果、対象者 655 名中 653 名から回答を得た。なお、未回答の 2 名のうち 1 名は海外出向中のため回答が得られなかったものであり、1 名はプライバシーを理由として回答を拒絶したものである。この点、回答拒絶者に関しては、通報窓口において通報がないことと同視し得るため、当該回答拒絶をもって不正が存在することのリスクは高くないと判断している。

アンケート調査の結果、本件の類似事案の存在をうかがわせるような回答は存在しなかった。なお、質問事項は、以下のとおりとした。

【質問①】

あなたは、過去に、下請け工事業者から提出を受けた見積書について、その記載内容を当該下請け工事業者の了解を得ずに書き変える行為（原本の修正のほかデータ上の修正を含み、以下「改ざん行為」といいます）を、行ったことがありますか？または、誰かが行ったのを見聞きしたことがありますか？

はい / いいえ

【質問②】

質問①で「はい」と答えた方は、具体的に、どの案件に関する、どの下請け工事業者からの、いつの見積書について、改ざん行為を行い、または、改ざん行為を見聞きしましたか？ また、当該改ざん行為の基となる見積書は、どの案件に関する、どの下請け工事業者からの、いつの見積書でしたか？

また、改ざん行為を行った理由は何ですか？

複数の改ざん行為を行った場合には、それぞれについて記入ください。

◎改ざん後の見積書について

- ・ 案件名：
- ・ 下請け工事業者名：
- ・ 見積書作成年月日：

◎改ざん前の見積書について

- ・ 案件名：
- ・ 下請け工事業者名：
- ・ 見積書作成年月日：

◎改ざん行為を行った理由

◎改ざん行為を見聞きした場合、改ざん行為を行った人の氏名

【質問③】

あなたは、過去に、上司から、下請け工事業者からの見積書について、改ざん行為を行うように指示を受けたことがありますか？

はい / いいえ

【質問④】

質問③に「はい」と答えた方は、どの案件について、いつ、誰から、どのような指示を受けましたか？

また、その指示に対し、あなたはどのように対応しましたか？

◎上司からの指示について

- ・ 案件名：
- ・ 指示を受けた年月日：
- ・ 指示を出した上司の名前：
- ・ 具体的な指示の内容：

◎指示に対する対応

【質問⑤】

あなたは、過去に、下請け工事業者との取引に関わる見積書以外の契約書、受発注書、請求書、工事引渡し確認書等の書類（以下、「契約関係書類」といいます）について、改ざん行為を行ったことがありますか？または、誰かが行ったのを見聞きしたことがありますか？

はい / いいえ

【質問⑥】

質問⑤に「はい」と答えた方は、具体的に、どの案件に関する、どの下請け工事業者との間の、いつ作成された契約関係書類について、改ざん行為を行い、または、改ざん行為を見聞きしましたか？ また、当該改ざん行為の基となる契約関係書類は、どの案件に関する、どの下請け工事業者との間の、いつ作成の契約関係書類でしたか？

また、改ざん行為を行った理由は何ですか？

複数の改ざん行為を行った場合には、それぞれについて記入ください。

◎改ざん後の契約関係書類について

- ・ 案件名：
- ・ 下請け工事業者名：
- ・ 書面タイトル：
- ・ 書面作成年月日：

◎改ざん前の契約関係書類について

- ・ 案件名：
- ・ 下請け工事業者名：
- ・ 書面タイトル：
- ・ 書面作成年月日：

◎改ざん行為を行った理由

◎改ざん行為を見聞きした場合、改ざん行為を行った人の氏名

【質問⑦】

あなたは、過去に、上司から、下請け工事業者との間の契約関係書類について、改ざん行為を行うように指示を受けたことがありますか？

はい / いいえ

【質問⑧】

質問⑦に「はい」と答えた方は、どの案件について、いつ、誰から、どのような指示を受けましたか？

また、その指示に対し、あなたはどのように対応しましたか？

◎上司からの指示について

- ・ 案件名：
- ・ 指示を受けた年月日：

れるからである。

照合は、D部に保管された見積書のPDFファイルと、協力会社から入手した見積書の原本（メール添付の電子データを含む）との間で、主に作成日付、案件名称、合計見積金額、押印の有無について実施し、2023年6月9日に作業を完了した。

照合対象とした見積書の数は、D部で保管されていた延べ820通（2022年度第4四半期：351通、2023年度第1四半期：469通）であった。

照合の結果、工事進行基準適用案件8件において、見積書が一致しないものが合計15通確認された（本事案に係る見積書を含む）。これらの詳細については、後記第5及び第6にて詳述する。

なお、協力会社から入手した見積書原本が紛失、ダウンロード期間の経過等の理由で確認できないため、照合できない見積書が11案件において、合計33通あった。

<■■■案件>

No	担当部門	受注(予定)額	着工	引渡	工事進行基準適用四半期				
					2022 3末 1Q	6末 2Q	9末 3Q	12末 4Q	2023 1末 1Q
1	■■■部	■■■ ■	■■■	■■■				○	
2	■■■部	■■■ ■	■■■	■■■				○	○
3	■■■ ■■■部	■■■ ■	■■■	■■■	○				
4	■■■ ■■■部	■■■ ■	■■■	■■■			○	○	○
5	■■■ ■■■部	■■■ ■	■■■	■■■				○	○
6	■■■ ■■■部	■■■ ■	■■■	■■■		○			
7	■■■ ■■■部	■■■ ■	■■■	■■■			○	○	
8	■■■ ■■■部	■■■ ■	■■■	■■■			○	○	○
9	■■■	■■■	■■■	■■■					○

	部								
10	支店				○				
11	支店							○	
12	支店					○			
13	支店					○			
14	支店							○	
15	支店						○	○	
16	部				○			○	
17	部					○			
18	部								○
19	部				○				
20	部							○	○
21	部							○	○
22	部					○	○	○	○
23	部								○
24	部						○	○	
25	部							○	○
26	部				○				

27	部						○		
28	部				○				
29	部						○		
30	部						○		
31	部						○	○	
32	部								○
33	部								○
34	部						○		
35	部					○			
36	部								○
37	部					○			
38	部						○		
39	部						○		
40	営業 所								○
41	営業 所								○
42	支店							○	
43	支店							○	○
44	支店						○		

45	支店								○
46	支店								○
47	支店						○		
48	支店							○	
49	支店								○
50	営業所								○
51	営業所								○

7 本委員会（組織変更前）の会議開催状況

2023年5月12日の本委員会発足日から同月29日まで、合計7回開催した。同開催にあたり、委員及び必要に応じて本調査の上記補助者の一部が出席した。

8 本調査の限界

本事案に対して、現時点で「本中間報告の目的」にそって必要かつ十分な調査手続をしているが、本調査及び本報告は、限られた日時、人的体制等の条件の下で実施された任意の調査であり、関係者のヒアリング及び資料等の収集は、当社の任意の協力を得ることができた範囲に限り実施されたものである。そのため、本委員会がアクセスできなかった資料または事実の中に重要な点が存在し、本報告書に反映されていないことによって、事実認定や評価に変更が生じる可能性がある。

また、本報告書及び本委員会の調査結果が、上記の「本中間報告の目的」以外の目的のために用いられることを予定していない。したがって、委嘱の範囲内において当社に対し負う責務のほかには、本報告書に記載される内容について、何らの責任を負うものではない。

第2 当社の概要

1 基本情報及び沿革

(1) 当社の基本情報

会社名	株式会社ラックランド
代表者の役職氏名	代表取締役社長 望月圭一郎
本店所在地	東京都新宿区西新宿三丁目 18 番 20 号
設立年月日	1970 年 5 月 15 日
資本金	39 億 5190 万円 (2023 年 3 月 31 日現在)
事業年度	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
従業員数	970 名 (連結 1409 名) 2023 年 3 月 31 日現在
上場市場	東京証券取引所 プライム市場 (証券コード: 9612)
事業内容	店舗施設の制作事業、商業施設の制作事業等

(2) 沿革

当社の沿革は、概要、下記のとおりである。

年月	概要
1970 年 5 月	業務用冷凍冷蔵庫、ショーケースの卸販売、メンテナンス業務を目的として、東京都台東区にラックランド工業株式会社 (資本金 3,500 千円) を設立
1973 年 2 月	東京都新宿区に本社を移転 スーパーマーケットの冷凍設備工事、厨房設備工事業務を開始
1975 年 7 月	飲食店の厨房設備工事を開始 一般建設業の東京都知事許可を取得
1979 年 5 月	惣菜工場の冷蔵庫、厨房、空調設備工事を開始
1982 年 1 月	コンビニエンスストア、郊外レストランの施設の総合制作を開始
1983 年 7 月	一般建設業、特定建設業の建設大臣許可を取得
1992 年 12 月	商号を株式会社ラックランドに変更
1995 年 1 月	日本証券業協会に株式を店頭登録 (東京証券取引所 JASDAQ 市場に株式を上場)
1995 年 8 月	一級建築士事務所登録
1998 年 5 月	東京都新宿区に新館を設置
2002 年 8 月	宅地建物取引業者の東京都知事許可を取得
2005 年 3 月	東京証券取引所市場第二部へ上場
2015 年 10 月	東京証券取引所市場第一部指定
2022 年 4 月	東京証券取引所 プライム市場へ移行

(当社第 53 期有価証券報告書を基に作成)

2 組織

(1) 組織の概要

当社の役員構成は、取締役（監査等委員である取締役を除き）10 名以内、監査等委員である取締役が 5 名以内である。2023 年 3 月末日時点において、取締役（監査等委員である取締役を除く）6 名、監査等委員である取締役が 4 名である。取締役（監査等委員である取締役を除く）のうち代表取締役が創業家出身、その他 5 名は生え抜きである。

なお、当社においては、代表取締役が工事本部事業部の工事本部長を務めており、本事業が発生した制作部門についても、代表取締役が直接統括する立場にあるという特徴がある。

(2) 関係会社の概要

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	
				所有割合(%)	被所有割合(%)
(連結子会社) 株式会社 ケークリエイト	東京都 新宿区	10 百万円	商業施設の企画提案、コンサルティング業務、建築設計、環境デザイン、実施設計の設計業務、設計管理や内装監理といった監理業務	100	—
LUCKLAND ASIA PTE. LTD.	シンガポール、 シンガポール市	73 万シン ガポ ール ド	海外出店支援や店舗の企画・デザイン、設計、メンテナンスサービス業務	100	—
ニイクラ電工 株式会社	神奈川県 綾瀬市	20 百万円	設備工事（電気工事）業務	100	—
LUCKLAND (CAMBOD IA) Co. Ltd. (注) 1	カンボジ ア、 プノンペン 市	20 百万 リエル (5 千米ドル)	日系企業のカンボジア出店支援や店舗の企画・デザイン、設計、メンテナンスサービス業務	100 (100)	—

名称	住所	資本金	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割 合	
				所有割 合 (%)	被所有 割合 (%)
LUCKLAND MALAYSIA SDN. BHD. (注) 1. 2	マレーシ ア、 クアラル ンプール 市	110万 リングッ ト	日系企業のマレーシア出店支援や店舗の 企画・デザイン、設計、メンテナンスサー ビス業務	39.9 (9.09) [60.1]	—
光電機産業株式 会社	東京都 新宿区	25百万円	設備工事(電気工事)及び機器卸販売業務	100	—
LUCKLAND (THAILA ND) CO., LTD. (注) 1. 2	タイ、 バンコク 市	41百万 バーツ	日系企業のタイ出店支援や店舗の企画・デ ザイン、設計、メンテナンスサービス業務	73.99 (24.9 9) [26.01]	—
LUCKLAND VIET NAM CO., LTD.	ベトナム、 ホーチミン 市	80億3,800 万ドン(36 万米ドル)	日系企業のベトナム出店支援や店舗の企 画・デザイン、設計、メンテナンスサービ ス業務	100	—
PT. LUCKLAND CONSTRUCTION INDONESIA (注) 1. 2	インドネ シア、 ジャカル タ市	25億ルビ ア	日系企業のインドネシア出店支援や店舗 の企画・デザイン、設計、メンテナンスサ ービス業務	67 (67) [33]	—
マツハ機器株式 会社	東京都 江東区	100百万円	フライヤーや厨房機器の販売及びメンテ ナンスサービス業務	100	—
エースセンター 株式会社	東京都 中央区	20百万円	各種施設において設備保守業務及び清掃 業務等のビルメンテナンス事業	100	—

名称	住所	資本金	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割 合	
				所有割 合 (%)	被所有 割合 (%)
株式会社 木戸設備工業	石川県 白山市	10 百万円	各種施設において給排水設備工事	100	—
協和電設株式会 社	大阪府 大阪市	10 百万円	消防施設工事業及び消防施設工事に付随 するメンテナンス工事	100	—
静清装備株式会 社	静岡県 静岡市	30 百万円	内装仕上げ・建具・建築工事、家具、什器 の製造及び販売	100	—
光立興業株式会 社	千葉県 松戸市	10 百万円	業務用ガス空調機器の設置工事及び保守 メンテナンス	100	—
台湾樂地建築室 内裝修股份有限 公司	中華民国 (台湾) 台北市	5 百 万 台湾ドル	日系企業の台湾出店支援や店舗の企画・デ ザイン、設計、メンテナンスサービス業務	100	—
大阪エアコン株 式会社 (注) 1	大阪府 大阪市	20 百万円	空調・喚気・給排水・環境設備の設計・施 工・メンテナンス	100 (42)	—
オーエイテクノ 株式会社 (注) 1	大阪府 大阪市	10 百万円	業務用エアコンの工事・保守・メンテナン ス	100 (24.4 9)	—
日本ピー・アイ株 式会社 (注) 2	東京都 新宿区	49.5 百万 円	照明デザインの提案、照明制御システム及 び照明機器の販売	87.8	—

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	
				所有割合(%)	被所有割合(%)
墨東建材工業株式会社	埼玉県越谷市	100 百万円	建築金物の企画、設計、制作、施工	100	—
VIET BOKUTO CO.,LTD	ベトナム、ビンズオン省	176 億6,000 万ドン (1 百万米ドル)	アルミ金属製品の製造	100	—
BK METAL CO.,LTD	ベトナムホーチミン市	6 億 8,100 万ドン (3 万米ドル)	アルミ金属製品の販売、外装工事	100	—
株式会社環境装備 エヌ・エス・イー	東京都調布市	30 百万円	空調設備・給排水衛生設備・消火設備・電気設備・医療用ガス設備の設計・施工	100	—
株式会社ハイブリッドラボ	宮城県石巻市	30 百万円	水産加工、水産加工業DXソリューションの研究・開発、EC・小売	100	—
その他3社					
(その他の関係会社)					
株式会社エイ・クリエイツ	神奈川県横浜市	10 百万円	レンタル事業並びに有価証券の保有及び運用	—	15.62

(注) 1 議決権の所有割合の () 内は、間接所有割合で内数。

2 議決権の所有割合の [] 内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数。
(当社第 53 期有価証券報告書から一部抜粋)

(3) コーポレート・ガバナンスの状況

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、安定的な経営基盤と株主重視の経営体制を確立するうえで、コーポレート・ガバナンスの充実は極めて重要な経営課題と認識し、効率的かつ機動的な企業

活動を図るべく、組織の見直し・諸制度の整備等に取り組んでいる。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査等委員会設置会社であり、企業統治の体制として、取締役会、監査等委員会及び経営会議を毎月1回以上開催し、緊密な連絡・協議を行うことによって、変化の激しい経営環境に迅速に対処し、合理的な意思決定を行っている。

ア 取締役会

当社は、取締役10名（監査等委員である取締役4名を含む）で構成する定例取締役会のほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役間の緊密な情報伝達、意思疎通を行うと同時に、取締役相互に業務執行状況を管理監督している。また、経営の基本方針に基づく重要事項を協議し、全般的統制を図っている。

イ 監査等委員会

当社は監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成する監査等委員会を原則として毎月1回開催している。なお、監査等委員である取締役は取締役会をはじめ社内の重要会議に積極的に出席するなど、取締役（監査委員である取締役を除く）の業務執行に対する監査を実施している。

ウ 経営会議

当社は取締役（監査等委員である取締役を含む）及び取締役会で選任された執行役員4名で構成する経営会議を開催し、活発な議論を行うことにより、迅速かつ合理的な意思決定を行うようにしている。また、必要に応じて連結子会社の役員に経営会議への出席を求め、意見交換や情報共有等を行っている。

エ 内部監査室

内部監査室は、内部監査を担う部署として、代表取締役社長直轄の独立組織として、当社及び当社子会社における一切の業務活動及び諸制度が、適正かつ合理的に遂行されているかを確認している。

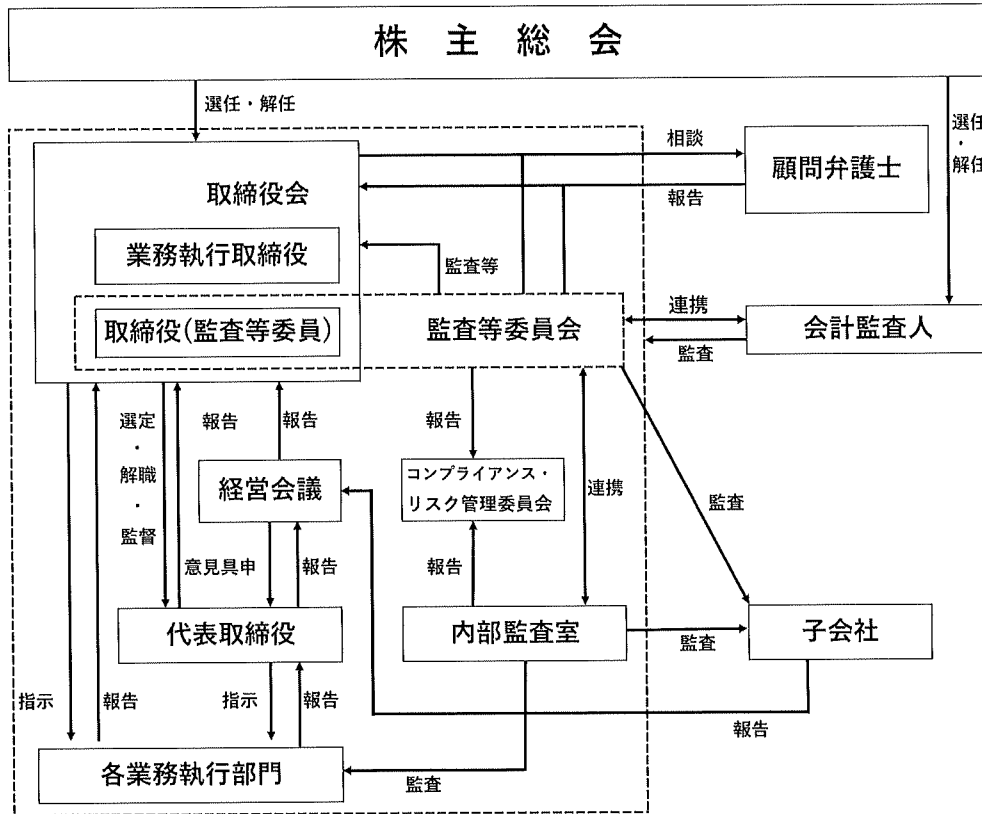
オ コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は、当社代表取締役社長を委員長とし、当社及び連結子会社の取締役、内部監査室などで構成するコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社グループの横断的なコンプライアンス体制やリスク発生の未然の対策、迅速な対処、再発防止策の策定などのリスク管理体制を構築し、運用状況を適宜監督している。

カ 弁護士・監査法人等

法令遵守等コンプライアンス体制を充実させるため、法律事務所と顧問契約を締結し、専門的な立場に基づくアドバイスを適宜受けている。また、会計的側面においては、会計監査人から必要に応じて適切なアドバイス及び定期的な会計監査を受けられる環境を整備している。

当社の機関及び内部統制システムの関係については、以下の図表のとおりである
(当社第 53 期有価証券報告書から抜粋)。



③ 内部統制システム、リスク管理体制及び子会社の業務の適正を確保するための体制の整備の状況

ア 内部統制システム

当社は、内部統制システムとして、取締役会に独立社外取締役 3 名を含む監査等委員会を設置し、内部監査室と連携して内部統制の強化を図っている。内部監査室は、業務の妥当性や有効性、法令・社内ルール of 遵守状況等について監査を実施し、各部署に助言・勧告を行うとともに、経営層に速やかに報告をしている。

イ リスク管理体制

当社は、リスク管理体制として、取締役会の管理監督機能、監査等委員会の監督・監査機能及び内部監査室の内部監査機能並びにコンプライアンス・リスク管理委員会のコンプライアンス・リスク管理機能を充実させることにより、業務運営に係るすべてのリスクについて適切に管理・対応できる体制を構築し、運用状況を適宜監督している。定期的に、監査等委員会による当社及び当社グループ会社へのヒアリング、定例の取締役会での当社グループ会社の状況や今後の見通

しの報告等を行っている。なお、重要な法的課題やコンプライアンスに関する事象については外部の顧問弁護士に、重要な会計的課題に関する事象については会計監査人に相談し、適宜適切なアドバイスを受けている。

ウ 子会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、当社子会社の業務の適正を確保するために、当社子会社を管理する体制を構築するとともに、それらの経営成績及び営業活動等を定期的に経営会議等に報告する体制を整備している。また、当社の内部監査室は、定期的または必要に応じて監査を行い、監査の結果を当社の代表取締役、監査等委員会及び関係部署へ報告する体制を整備している。

第3 本調査の対象とした当社の制作事業

1 制作事業の概要

(1) 事業内容

当社は、店舗施設制作事業を事業内容とし、商業施設や小売・飲食店舗、物流施設、食品工場、ホテル等の各種施設における企画・設計・施工・監理業務の受託、商品の販売、保守メンテナンス業務の提供等を行っている（以下「制作事業」という）。

当社は、一部の部門（建築部ビルダー課）を除き、自社で建築、内装工事は行っていない。建築、内装工事については、協力会社に委託し、工事現場に現場監督を置いて協力会社の業務の進行を管理している。

(2) 関連する事業部門の果たす役割

制作事業には当社の様々な事業部門が関与する。「業務分掌規程」及び関係者からのヒアリングから認められる各事業部門の果たす役割は、以下のとおりである。

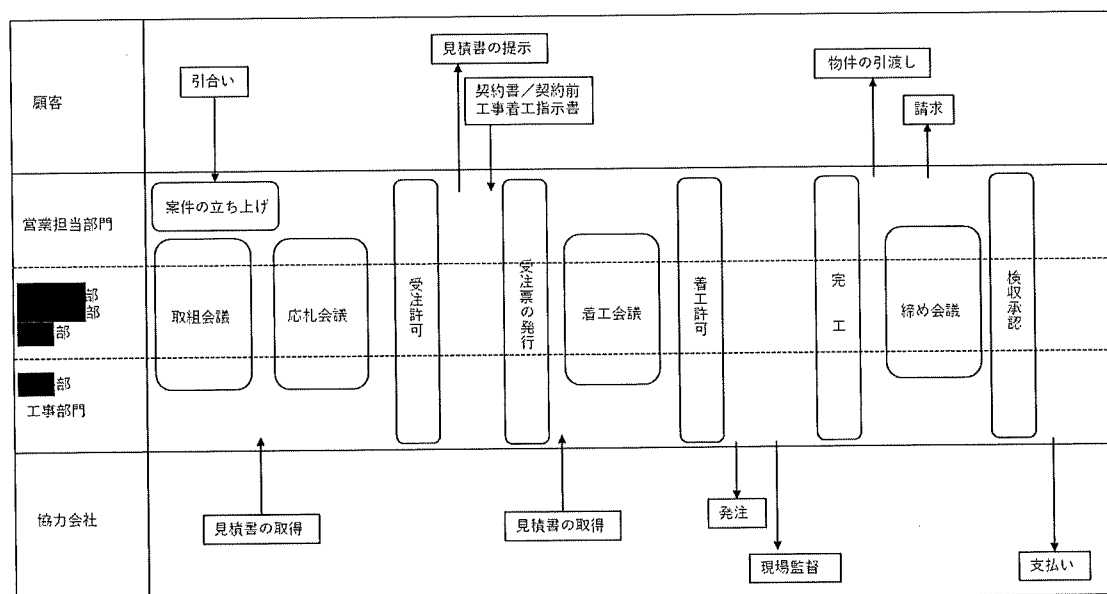
事業部門	役割
営業本部事業部（ 部、 部、 部、 部、 部）及び営業本部支店・営業所	新規顧客の開発を行う。顧客から店舗・商業関連施設等の建築工事・内装工事に係る需要を把握し、企画提案し、受注のために見積書を提示し、入札への参加、契約締結のための交渉等を行う。完成した物件の引渡確認及び売掛金残高及び回収予定日等の確認、管理等を行う。 以下、左記の事業部門を総称して「営業部門」、左記の事業

	部門の担当者を「営業担当者」という。
設計本部 ■■■■■ 部	店舗等及び工場、共同住宅等の建築工事等に係る企画、設計、設計監理等を行う。顧客が新規出店予定の店舗等について、設計図面を持たず、当社に設計から委託したいと考える場合に、本部門が関与することになる。 以下、左記の事業部門を「■■■■■部」といい、同部の担当者を「■■■■■部担当者」という。
設計本部 ■■■■■ 部	店舗等の設備設計関連資料の作成に関する業務、店舗等の設備設計関係図面、機器仕様書等の作成に関する業務を行う。 以下、左記の事業部門を「■■■■■部」といい、同部の担当者を「■■■■■部担当者」という。
設計本部 ■■■■■ 部	内装コストの適正化、内装コストの管理、内装の積算等を行う。顧客に提示する見積金額を算出するために、当該工事に見込まれる費用を積算し、「積算価」を出す。 以下、左記の事業部門を「■■■■■部」といい、同部の担当者を「■■■■■部担当者」という。
工事本部事業部 (■■■■■部、■■■■■部、■■■■■部、■■■■■部)	工事に関する事項として、店舗等の施工管理、工事工程表及び実行予算書の作成、工事工程の進捗管理、協力会社の管理、協力会社への注文書の発行等を行う。■■■■■部は、営繕工事等の小規模工事を取り扱う。■■■■■部は、工事本部における長期に渡る大規模プロジェクトに係る工事を取り扱う。 以下、左記の事業部門を総称して「工事部門」といい、同部の担当者を「工事部門担当者」という。
工事本部 ■■■■■ 部	主としてモジュール工法による一般建築物その他工場、共同住宅等の一般建築物を取り扱う。工事部が主に内装工事を取り扱うのに対し、工事本部 ■■■■■ 部は建築工事を取り扱う。工事に関する事項として、店舗等の一般建築物の施工管理、工事工程表及び実行予算書の作成、工事工程の進捗管理、協力会社の管理、協力会社への発注書の発行等を行う。 以下、左記の事業部門を「■■■■■部」といい、同部の担当者を「■■■■■部担当者」という。
管理本部 ■■■■■ 部	制作案件の売上高及び売上債権に関する経理及び請求、回収、管理等を行う。制作案件の仕入原価に関する経理を行う。取引先の登録、工事情報の登録、管理に関する事項、取

	<p>引先に対する反社会的勢力チェックに関する事項を行う。</p> <p>受注、制作関連書類（見積書、契約書、請求書、実行予算書等）の保管及び管理等を行う。</p> <p>以下、左記の事業部門を「 部」といい、同部の担当者を「 部担当者」という。</p>
管理本部 部	<p>収益費用（売上高、仕入高を除く）及び債権債務（売上債権を除く）の経理及び管理に関する事項を行う。会計帳票管理、決算に関する事項、有価証券報告書、四半期報告書の作成に関する事項、原価計算に関する事項、会計監査に関する事項等を行う。</p> <p>以下、左記の事業部門を「 部」といい、同部の担当者を「 部担当者」という。</p>

2 制作事業のフロー

当社は、制作事業の遂行に関する規則として、「制作管理規程」、「販売管理規程」、「外注管理規程」等の業務関連規程を定めており、これらの規程が個別の制作案件の進行に伴いどのように適用されるかについて「業務運営細則」を定めている。業務運営細則及び関係者からのヒアリングから認められる制作事業のフローは、概要、以下のとおりである。



(1) 案件の立ち上げ

営業担当者が、顧客から新規店舗の出店希望などの情報を得て、案件を立ち上げる。案件

の立ち上げは、社内システムに案件の概要を入力することで行われる。

(2) 「反社チェック」及び「客先調査」

既存及び新規の売上取引先について、所定の反社調査マニュアルに基づき、反社チェックが行われる。また、取引予定金額が〇〇万円以上、かつ、新規取引またはそれに準ずる取引の場合、「客先調査申請書」に基づき、D部が調査を実施する。同調査では、取引見込先の経営指標等を基に、売掛金等の回収不能リスク等が検討される。

(3) 「取組会議」の開催

大型案件（受注金額〇〇万円以上）や新規取引先からの引合い物件等に関しては、具体的なプロジェクトメンバーの選任や物件の進め方、予算、制作上のリスク、技術問題等を検討するために「取組会議」が開催される。「取組会議」は営業部門の部門長が主催し、原則として営業部門、〇〇部、〇〇部、〇〇部、工事部門の各担当者が参加し、案件規模に応じて上長も参加する。取組会議では、案件に関する顧客の要望が営業担当者から共有され、顧客の希望する時期に見積書を提出するために、設計部としていつまでに図面を提出するか、〇〇部はいつまでに工事に係ると見込まれる積算金額を出すのか、工事部は図面を基にいつまでに協力会社から各工事に関する見積書を入手するのか、などが協議される。取組会議は社内での情報共有を主たる目的とするため、「案件の立ち上げ」に先立って行われることもある。

(4) 「応札会議」の開催

応札会議では、〇〇部の算出した積算額、工事部が協力会社から提示された見積額を基に、顧客へ提出する見積額（応札価）が決定される。〇〇部の算出した積算額と、協力会社から提示された見積額にギャップがあれば、その理由が検討され、適正な応札価が算出される。応札会議の参加者は、原則として取組会議と同様である。「応札会議」の場には協力会社からの見積書が揃っていることが望ましいが、各協力会社からの見積書がすべて揃っていないこともある。顧客によっては、詳細な工事内容が決まらない段階で、概算見積りの提示を求めることがあり、このような場合、工事内容が確定できないことを理由に協力会社が見積書の提出に難色を示すことがあるからである。そのような場合、積算額が応札価とされる。

(5) 「受注許可」

全ての制作案件について、「受注許可決裁」を受けることが求められている。目的は、受

注内容、工事内容、想定粗利等から総合的に判断して、最終的に受注するかを決定することである。■万円以上の取引については、「受注許可票」を起案して、受注許可を得る必要がある。受注許可の決裁承認に関する承認者の区分は下表のとおりである（2017年3月7日付通達によって、業務運用細則の承認ルールが一部変更されている）。

受注金額 (予定額)	粗利率	承認者（△＝検証、○＝承認）		
		部門長	本部長	社長
■万円未満	■%以上	○		
	■%未満	△	○	
■万円以上 ■万円未満	/	△	○	
■万円以上 ■万円未満		△	△	○
■万円以上		△	△	○

(6) 見積書の提示と契約交渉

制作案件には入札案件と特命案件（入札案件でないもの）とがあり、特命案件の場合を例にとると、受注許可を得られた後、営業部門の担当者が顧客に見積書を提示する。その後、契約締結に向けた交渉がなされる。交渉がまとまれば、契約が締結される。契約締結前であっても、予定工期との関係で着工する必要がある場合には、顧客の発注意思を明確にするために「契約前工事着工指示書」を取得しなければならないとされている。

(7) 受注票の発行

「契約書」、「注文書」または「契約前工事着工指示書」を添付して、「受注票」が起票される。受注票に記載された受注金額、予定原価、予定粗利、予定粗利率、取引条件等について承認がされることで、受注番号が発番され、協力会社への発注が可能となる。受注票の承認決裁の権限は、「受注許可票」の決裁権限と同様である。

(8) 「工事实行予算表」の作成と「着工会議」の開催及び「着工許可」

「工事实行予算表」は、工事部門の現場管理担当者が作成する。見積書提出後の工事内容の変更等の事情を踏まえ、見積書提出時点の「応札価」を修正し、「着工予算価」を作成する。現場管理担当者は、着工会議を主催する。着工会議においては、工事内容・行程の説明・

確認、発注方針と発注先の決定、現場管理方針の決定と共有などが主な議題とされる。また、「着工予算価」と「受注金額」から算出される粗利率に対し、その後の工事の進捗に合わせて工夫を重ねて原価を減額することで達成すべき「着工会議時目標粗利率」が設定される。着工会議については、議事録が作成される。

着工会議後、「工事实行予算表」と「着工会議議事録」が着工許可の承認権者に提出され、これに基づき、承認を受ける。承認権者は受注許可の承認と同様である。承認権者は、承認時に、「着工会議時目標粗利率」を踏まえて「着工承認時目標粗利率」を設定する。

(9) 発注・手配及び現場管理

着工許可の後、現場管理担当者は、工事实行予算表に基づき協力会社への発注を行う。

現場管理担当者は、制作の現場において施工管理を行う。具体的には、期待された品質と原価を実現しながら、安全に物件の完工を目指すために、原価管理、安全管理、工程管理、品質管理、協力会社の管理を行うこととされている。

(10) 工事検収及び引渡し、工事实行予算の締め処理

工事完了後、顧客に物件を引き渡す前に設備の機能と全体の仕上がりについて社内検収及び社内検査を実施する。その後、顧客に引渡し、承認を受け「引渡確認書」を受領する。

引渡し後、着工会議メンバーが招集され、工事实行予算の締め会議が行われる。締め会議後、工事实行予算表について、検収承認が行われる。検収承認の承認権者は、受注許可と同様である。

(11) 請求及び支払

顧客に対しては、引渡し後、契約上定められた支払日に応じて請求書を発行し請求する。協力会社への支払いは、原則として検収承認後に請求書の発行を受けて行う。

第4 制作事業における収益認識基準の適用の状況

1 収益認識基準の改正

企業会計基準委員会は、2018年3月30日に公表した「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号、以下「収益認識基準」という）の改正版を2020年3月31日に公表した。

収益認識基準は、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から、

大会社及び上場会社に対して強制的に適用されることとされた。

当社は第53期（2022年12月期）の期首である2022年1月1日から、収益認識基準の適用を受けることとなった。

2 当社における収益認識基準の適用

当社は、2021年12月期まで、売上計上の方法として、引渡し時に売上を計上する「工事完成基準」を適用していた。

収益認識基準においては、「一定の期間にわたり充足される履行義務」がある場合には、収益も一定の期間にわたり認識すべきこととされる。制作案件において、当社は一定の期間にわたり建築・内装工事を履行する義務を負うため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法として、原則として「工事進行基準」を適用すべきこととなった。

もともと、取引期間が短い契約及び通常短期間の工期が多い一定の金額規模の小さい契約については、従来どおり引渡し時に売上計上することが認められる。当社は、当社の会計監査人であるPwC京都監査法人（以下「監査法人」という）と協議のうえ、以下の2つの要件を満たす制作案件について、工事進行基準の適用を受けるものと定めた。

工事進行基準の適用要件

- ① 工期が■日を超える案件 であり、かつ
- ② 受注額が■万円を超える案件

工事進行基準の適用を受ける場合、売上計上は、四半期ごとに実施している。また、四半期ごとの売上金額は、以下の式により算定される。

$$\text{売上金額} = \text{受注金額} \times \text{進捗率} \left(\frac{\text{発生原価}}{\text{見積総原価}} \right)$$

上記式の「見積総原価」とは、当該制作案件に要すると見込まれる原価の総額であり、工事実行予算表における「着工予算価」の総額に相当する。「発生原価」とは、既に発生した原価であり、当該四半期の末日時点での協力会社からの請求額の総額を意味する。

工事の見積総額のうち、どれだけのが工事が履行を終えたかという割合（進捗率）を受注金額に掛けることによって、工事の進捗に応じた収益の認識を行うことができる。

上記式による売上金額の算定のためには、見積総原価を構成する見積書と、発生原価を構成する請求書について、証拠を収集することが必要となる。

3 収益認識基準による収益認識のための業務フロー

当社は、監査法人と協議のうえ、工事進行基準の適用のための業務フローについて、「進行基準 業務記述書」に定めている。「進行基準 業務記述書」及び関係者からのヒアリングによる業務フローの概要は、以下のとおりである。

(1) 工事進行基準適用の要件の妥当性の確認

D部担当者は、「工期■■■■超、かつ、受注金額■■■■万円超（税別）」以外の案件に係る売上高及び粗利が、年間の売上高及び粗利に占めると想定される割合を算出する。想定される割合が■■■■%を超える場合には、進行基準を適用しない案件の割合が大きいことになるので、適用基準を「受注金額■■■■万円超」へと改めることを検討する。

(2) 工事進行基準適用の検討対象となる案件の抽出

D部担当者は、社内システムから工事進行基準適用の検討対象となる案件（工期■■■■超、かつ、受注金額■■■■万円超（税別））を抽出し、「（進行基準適用検討対象）受注案件一覧」を作成する。他の経理資料との比較検証により、抽出に漏れがないことを確認する。

(3) チェックリストによる「施工環境、受注金額、見積原価、回収可能性」の確認

案件が進捗するなかで、取引環境等の変更等により、工事進行基準の適用要件を満たさなくなった案件に工事進行基準を適用することは避けなければならない。

そこで、上記「（進行基準適用検討対象）受注案件一覧」に記載された案件について、営業部門及び工事部門が、変動要因の有無を確認することとされている。

営業担当者は「受注金額」、「回収可能性」について変動要因の有無を確認し、工事部門担当者は「施工環境」、「見積原価」について変動要因の有無を確認する。

(4) 工事部門担当者による見積原価の合理性の有無の確認

工事部門担当者は、「見積原価チェック表」を用い、以下の点を記載し、確認する。

- ① 前四半期末と当四半期末の時点の見積原価を比較形式で記載する。
- ② 当四半期末時点の見積原価について、変動要素の有無を記載する（少額を除く）。
このとき、大きな変動要素がある場合は、見積原価は合理的でない、と判断する。
- ③ 前四半期末と当四半期末とを比較し、見積原価の増減の理由を記載する（少額の増減は除く）。

(5) D部担当者による証憑の確認等による見積原価の合理性の有無の確認

D部担当者は、「見積原価チェック表」を用いて、工事部門担当者が記入した「最新の見積原価」欄の金額について、請求書、発注書、見積書等の証憑資料と照合確認する。これは、「見積総原価」を合理的なものであるとする根拠資料を確認するために行われる。

この照合確認のために、D部担当者は工事担当者に対し、四半期の末から1か月ほど前に（第1四半期であれば2月末頃に）、「見積原価チェック表」の「最新の見積原価」欄の金額と一致する請求書、発注書、見積書等の証憑資料を提出するように求める。D部担当者は、工事進行基準適用案件ごとに、当該案件を担当している工事担当者に対し、当該案件が工事進行基準適用案件であることを説明し、四半期の末から2週間ほど前（第1四半期であれば3月中旬）を締め切りとして、証憑類を指定のフォルダに格納するようにメールで依頼する。

また、D部担当者は、発生原価と最新の見積原価を比較し、発生原価が最新の見積原価を上回っている項目がないことを確認する。ある場合には、速やかに工事部門に理由確認と必要な修正を行う。

(6) 「進行基準適用案件管理表」への記入

D部担当者は、工事進行基準適用の検討対象案件の全件について、「チェックリスト」「見積原価チェック表」等の作成資料に基づき、「〔新収益認識基準〕案件管理表」において、合理的な原価見積の可否を判断する。

合理的な原価見積が「可」と判断された場合には、工事進行基準が適用される。D部担当者は、「発生原価」を「総工事原価」で割って、工事進捗度を計算する。

合理的な原価見積が「否」とされた場合には、工期 \blacksquare 日以上ならば原価回収基準（売上高と売上原価を同額計上）が適用され、工期 \blacksquare 日以下の場合には原価回収基準の代替的取扱い（ \blacksquare 日間は、仕掛品の計上）とされる。

次に、 \blacksquare 部担当者は、見積原価チェック表の「最新の見積原価」欄の見積原価と、D部担当者が証憑番号により紐づけた請求書、発注書、見積書等の証憑資料を照合し、D部担当者の照合作業に遺漏がないことを確認する。その後、「〔新収益認識基準〕案件管理表」において、受注金額に工事進捗度を掛け、当該四半期に計上すべき売上高を算出する。

(7) 証憑書類等の管理と監査法人への提出

D部担当者は、社内システムにおいて、工事進行基準適用検討に係る一連の作成書類等を管理、保管する。

\blacksquare 部担当者は、四半期ごとに、監査法人の指定する特定の工事進行基準適用案件につい

て、工程表、実行予算書、注文書、契約書、案件管理表、見積原価チェック表及び協力会社からの見積書等の証憑類を監査法人に提出する。

4 運用開始に向けての社内周知

(1) 社内での勉強会

当社では、収益認識基準が適用される前年の2021年夏頃から、■部を中心に収益認識基準の適用に向けた検討が行われた。同年8月19日には■部所属の公認会計士が主催し、D部の従業員約15名が参加する勉強会が開催された。

(2) 幹部会での説明

その後、2021年9月29日に開催された幹部会では、制作案件の売上の計上方法について、■部から説明が実施された。幹部会には代表取締役を含む取締役6名、営業本部、工事本部、設計本部、管理本部等から部長、支店長級の役職者、グループ会社の役職者合計65名が参加した。具体的な説明内容は以下のとおりであった（幹部会資料）。

- ・2022年1月以降、工事案件は着工時から引き渡しまでの毎四半期において工事の進捗に応じて売上を計上する方法（工事進行基準）が原則となること。
- ・必要なエビデンスとして、①営業部門では、受注金額のエビデンスとして契約書、注文書または仮注文書が必要になること、②工事部門では、見積原価のエビデンスとして、協力会社からの見積書、発注書が、発生原価のエビデンスとして検収後の請求書、出来高請求書が必要になること。
- ・工事進行基準適用案件については四半期ごとに見積総原価の見直しが必要となり、見積総原価の変更があった場合及び見積総原価のうち見積金額から実績金額に置き換えられた場合は当該金額を反映する必要があること。

(3) 従業員への周知

収益認識基準の適用後の2022年1月26日には、全役職員が閲覧可能な社内ポータルに工事進行基準について説明する動画がアップロードされた。約4分間の動画であり、工事進行基準の適用基準、売上金額の算出方法、必要なエビデンス等について説明がなされた。動画の再生回数は2023年6月5日現在、約120回であった。

また、2022年2月1日には、「収益認識基準適用に関して（営業関連）」がD部から発出され、工事進行基準の適用基準や、追加工事は別案件を立ち上げるべきことなど、主に営業部門への注意がなされた。

2022年6月25日及び同年7月5日には、■■■■部担当者が、「【制作部門向け】進行基準依頼事項」と題する資料に基づき、工事部門の主に部長、次長、支店・営業所の一部の課長を対象に説明会を実施した。この説明会では、協力会社から受領した見積書等の証憑についての保存方法や「進行基準 業務記述書」により求められる「チェックリスト【施工環境、受注金額、見積原価、回収可能性】」等の書類への記入方法などが説明された。

5 業務フローの変更 積算価の排除

(1) 変更の内容及び経緯

当社では、2022年度の第1四半期及び第2四半期に実施した収益認識においては、見積総原価のために必要な協力会社からの見積書が集まらない場合には、■■■■部が作成した積算書をもって見積総原価の根拠としていた。しかし、■■■■部の作成する積算書の内容の一部において、その見積もりの根拠が十分説明できない場合に、当社の工種が建築、内装、電気設備など広範にわたるため、統一した基準を根拠として示せないことがあった。そこで、見積金額をより精緻化するため、監査法人と協議した結果、2022年度の第4四半期には、積算書ではなく、必ず協力会社からの見積書を集めるようにと運用が変更された。

(2) 変更に関する社内周知

この業務フローの変更について、2022年11月25日に開催された幹部会で、D部・■■■■部の部門長が、「進行基準案件における証憑取得に関して」と題する書面を配布して説明した。同書面には、以下の記載がある。

制作に関する見積原価の算出は全て、協力会社から見積書または注文請書を取得し、見積総原価の証憑とする事
※積算書に関しては証憑と認めません

また、D部担当者B氏（以下「B氏」という）は、2022年11月29日に、工事担当者に対し第4四半期の収益認識のために証憑書類を集めるよう依頼するメールにおいて、以下のとおり説明した。

進行基準で処理している上記案件につきまして、
今回からは『積算書』が認められないこととなりました。

そのため、発生予定原価に関する証憑書類を、

協力会社からの「注文請書」「確認書」「請求書」でご取得いただく必要がございます。

具体的には、まだ工事していない分の確認書や見積書をご取得いただければと存じます。

その後、2023年度第1四半期においても、B氏は同様に、積算書では証憑として認められない旨を工事担当者に伝えている。

第5 本調査によって確認された事実（本事案に関する事実）

1 確認された事実の概要

本調査の結果、下記(1)記載の制作案件（第1.6(6)の一覧表の案件番号33、以下「本制作案件」という）に関して、2023年度第1四半期の収益認識のための見積総原価の根拠として、工事担当者からD部担当者に提出された2通の見積書において、変造が行われたことが確認された。

(1) 本制作案件の概要

顧客	A社（以下「A社」という）
工事物件名	A社 ■■■店計画
契約額	■■■万円（予定）
着工日	■■■年■■■月■■■日
引渡日	■■■年■■■月■■■日（予定）

本制作案件は、■■■を営む事業会社の■■■A社が、同事業会社が■■■県内に新たに開店を予定している店舗の建築・内装工事を内容とするものだった。

同店舗が入居を予定している建物全体については、当社は、別会社との間で建築工事の請負契約を締結しており、別の制作案件（第1.6(6)の一覧表の案件番号25）として受注番号が付されている。

(2) 本件変造行為の概要

本調査の結果、本制作案件の工事担当者A氏による、以下の2件の「見積書」の変造行為（以下、合わせて「本件変造行為」という）が確認された。

本件変造行為①	協力会社B社（以下「B社」という）から過去に受領していた見積書（PDF データ）の変造行為
本件変造行為②	協力会社C社（以下「C社」という）から過去に受領していた見積書（エクセルデータ）の変造行為

本件変造行為①は、本事案に係る変造行為である。本件変造行為②が先に行われている。

2 本件変造行為が行われた経緯

(1) 本制作案件の立ち上げから見積書の提示まで

本制作案件については、■■■■年■■月■■日、取組会議が開催され、同年■■月■■日に社内システムに案件登録された。

その後、■■■■年■■月■■日に応札会議が開催された。応札会議において見積提示額が検討され、その後、A社に対し見積金額を■■■■万円とする同年■■月■■日付「お見積書」が提示された。

(2) 「契約前工事着工指示書」の受領

本制作案件については、A社との契約交渉がまとまらず、見積書の提出後速やかな契約締結には至らなかった。ただ、引渡予定は■■■■年■■月■■日とされていたため、当社は、■■■■年■■月■■日付で、A社から「契約前工事着工指示書」を受領した。

本制作案件は、■■年■■月末の時点では、着工に至っていなかったため、収益認識基準における工事進行基準適用案件には該当しなかった。

(3) A氏が本制作案件を担当した経緯

A氏の上司である工事本部A部のC氏（以下「C氏」という）は、本制作案件の取組会議、応札会議に、工事部門担当者として参加していた。C氏は、応札会議の終了時点でも、本制作案件の工事担当者を決定していなかった。これは工事担当者の候補であった部下のA氏と■■■■氏が、いずれも他の案件で多忙だったためである。

C氏は、■■年■■月中旬、A氏を本制作案件の工事担当者に指名し、A氏に対し、同月■■日に予定されていた着工会議の準備をするように指示した。

この指示を受け、■■年■■月中旬以降、A氏は、メールまたは電話により、本制作案件に関する協力会社の担当者に対し、見積書の提出依頼を行った。

(4) 着工会議

■■■■年■■月■■日、本制作案件についての着工会議が開催された。着工会議では、本制作案件の着工日が同年■■月■■日とされた。着工予算価は総額約■■■■万円とされ、着工会議時目標粗利率は■■■%とされた。

(5) 本制作案件への工事進行基準適用の判断

D部担当者のB氏は、「進行基準 業務記述書」に従い、■■■■年■■月下旬ころ、同年度第1四半期の「(進行基準適用検討対象)受注案件一覧」を作成した。その案件数は■■■件であり、そのうちの1件に同年■■月■■日が着工予定とされていた本制作案件も含まれていた。

B氏は、■■■■年■■月■■日に、本制作案件について、E部の担当者であるD氏(以下「D氏」という)に宛ててメールを送り、証憑書類を収集し、同年■■月■■日までに指定のフォルダに格納するように依頼した。B氏がE部のD氏に宛ててメールを送ったのは、本制作案件が新築工事物件であり、もともとE部の主導で案件が進んできたためであった。

このため、■■■■年■■月■■日の時点では、本制作案件が工事進行基準適用案件であることを、A部のC氏もその部下のA氏も認識していなかった。

(6) E部のD氏からA部のC氏らへの見積書の収集依頼

■■■■年■■月■■日または同月■■日、E部のD氏から、A部のC氏及びA氏に対し、情報の共有が遅れたことへの謝罪とともに、本件は工事進行基準適用案件であるから、見積書の収集が必要であること、また、見積書のD部への提出期限は同月■■日であることが口頭で伝えられた。

C氏は、A氏に対し、着工会議時点で見積書が収集されていなかった協力会社に対して、至急、見積書の提出を求めるよう指示した。

(7) A氏からB氏への相談

A氏は、工事進行基準適用案件を担当した経験がなく、どのように対応していいのか分からなかったことから、■■■■年■■月■■日、D部のB氏のところに相談に行き、そもそも工事進行基準とは何かの説明を受けた。また、本制作案件の実行予算表を見せながら「仮設工事」について、着工予算価は決まっているが依頼する協力会社をどこにするかが決まっておらず、見積書がないことを説明した。これに対し、B氏は、着工予算価に入っている数字に関しては、根拠となる資料が必要であると説明した。

A氏がC社から関連する工事について見積書を得ていることを説明すると、B氏は、「そ

れならいったん仮にC社で当て込むしかないですね」と述べた。B氏のこの発言は、「仮設工事」を含む見積書の提出をC社に依頼するようにとの趣旨であった。

(8) 本件変造行為②の実行

A氏は、提出期限が■■■■年■■月■■日に迫っており、上記のB氏への相談の時点でC社に連絡しても、期限内に見積書の提出を受けることは難しいと考えた。そこで、過去に本制作案件についてC社から受領していた、「仮設工事」を除く関連工事についての見積書を変造することを思いついた。

A氏は、前年■■■■年■■月に開催された本制作案件の応札会議のためにC社から受領していた見積書のエクセルファイルの「仮設雑工事」の欄に、着工会議で確定していた着工予算価■■■万円を記入し、併せて他の工事費目についても金額を着工予算価に合わせて修正して、同社名義の見積書を変造した。変造の前後の見積書の画像を以下に示す。

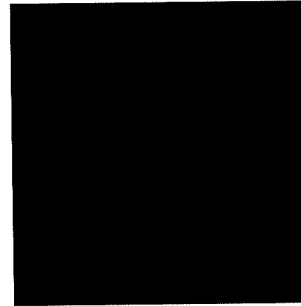
【変造前】

御見積書

株式会社ラックランド 御中

工事名
御見積金額
施工場所
工期
支払条件

[Redacted]



※ 本見積書には、消費税は含まれておりません。

上記の通り御見積申し上げます

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
2	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
3	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
4	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
5	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
6	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
7	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
8	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
9	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
10	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
11	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
12	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
	諸経費	法定福利費含む				[Redacted]	
	小 計	この金額には消費税は含まれておりません				[Redacted]	

【変造後】

御見積書

株式会社ラックランド 御中

工事名
御見積金額
施工場所
工期
支払条件

[Redacted]

[Redacted]

※ 本見積書には消費税は含まれておりません。

上記の通り御見積申し上げます

	名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
1	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
2	[Redacted]						
3	[Redacted]						
4	[Redacted]						
6	[Redacted]						
8	[Redacted]						
9	[Redacted]						
10	[Redacted]						
10	[Redacted]						
11	[Redacted]						
12	[Redacted]						
12	[Redacted]						
	小計						

この金額には消費税は含まれておりません

A氏は、変造した見積書を、■■■■年■■月■■日、メールに添付してD部のB氏に提出した。

(9) 本件変造行為①の実行（本事案）

A氏は、本制作案件のうち「搬入据付工事」について、過去に同種案件で発注したことがあるB社に発注することを検討していたが、同社から見積書を受領していなかった。A氏は、■■■■年■■月■■日または同月■■日、B社の社長に電話し、前回の物件と同様の案件があるため、■■万円くらいの見積書を提出してほしいと依頼した。B社の社長は、具体的な内容を知りたいので資料を送付するように求めた。A氏は、見積書を得るために資料を送り、工事の内容を説明する必要があるとすれば、とても見積書の提出期限までには間に合わないと感じた。そこで、A氏は、「じゃあ内容を送ります」と伝え、「こっちで仮で税抜きで■■万円くらいの見積で出しときます」と述べた。B社の社長はA氏に対し、これに異議を述べなかった。

その後、A氏は、前年の同種工事に関して■■■■年■■月にB社から受領していた見積書を見出し、これを改変することを思いついた。

A氏は、具体的には、PDFファイルで受領していた見積書について、アプリ（Google Note）を用いて、受渡場所の記載を白地で塗りつぶし、各ページの日付2か所及び物件名の記載を上書きすることで、合計4か所の記載を書き換え、改変した。改変の前後の見積書の画像を以下に示す。

品番・品名	数量	単位	単価	金額	備考
[REDACTED]					

[REDACTED]

A氏は、■■■■年■月■日、上記本件変造行為②に係る見積書を添付したのと同じメールに添付して、変造した見積書をD部のB氏に提出した。

(10) 本件変造行為後の対応状況

A氏は、2023年4月28日、本件変造行為①について監査法人から事実確認の要請を受けた当社内部監査室長から質問を受けた。A氏は内部監査室長と話し、少なくとも今からでも正しい見積書を入手する必要があると考え、B社の社長に電話し、自身が変造したものと同一内容の正規の見積書の送付を依頼した。B社の社長がこれを了承したため、A氏は同月30日、B社の社長に対し、変造前見積書に赤字で修正内容を記載したPDFを送付した。同年5月1日、B社の担当者からA氏に対し、所要の修正を経た結果、本件変造行為①によって作成された見積書と同内容となった正規の見積書が送付された。その後、同年6月5日に、本委員会の依頼に基づき当社内部監査室長がB社の社長に事実確認を行ったところ、B社の社長からは、再提出した見積書の内容に問題ない旨の説明がなされた。

なお、A氏は、本件変造行為②について、C社に対し変造の事実を何ら説明しなかった。変造後の見積書に記載された「仮設雑工事」は、実際にはC社以外の協力会社に発注されている。

3 本件変造行為に対する評価

(1) 客観的行為

ア 本件変造行為①について

本件変造行為①については、A氏はB社の社長から、見積書を作成することについての明確な承諾を得ていない。もっとも、B社の社長が明確に否定の意思を表明していなかったこと、B社からは事後に変造後の見積書と同内容の正規の見積書が発行されていることから、B社の同意が推認される。また、少なくとも、追認はあったものと同視できる。

イ 本件変造行為②について

本件変造行為②は、A氏が、文書の名義人であるC社の承諾を得ることなく見積書の内容を書き換えており、変造行為に該当する。

(2) 動機

A氏は、本制作案件以前に工事進行基準適用案件を担当したことがなく、また、工事進行

基準が何かを十分に理解していなかった。そのような状況で、■■■年■■月■■日にD部のB氏に相談したが、B氏からは見積書が必要であると言われなかったために、「提出期限までに必ず出さなければならない」と思い込んでしまっていた。この点で、A氏の動機は工事進行基準適用のための社内ルールを形式的に充足することにあつたと評価できる。

A氏が提出期限を守るために、協力会社名義の見積書を無断で、または明確な承諾を得ないままに変造したことは、極めて軽率な行為であったといえるが、他方でA氏自身には、変造行為を行うことにより得られる利得はない。その意味で、本件変造行為は、キックバック事案などの行為者が自ら利益を得るために行う不正行為とは異なる。

第6 本調査によって確認されたその他の事実

1 類似事案の有無のための調査結果

本事案と同様に協力会社からの見積書について協力会社の承諾なく工事担当者が見積書の記載を書き換える行為が行われていないかを調査するため、前記第 1.6 記載のとおり調査を行った。

その結果、デジタル・フォレンジック調査及び見積書の照合確認により、以下のとおり不適切であり改善が望まれる行為が確認された。

	案件番号	発生部門	概要
(1)	14	B支店	協力会社の担当者と協議しながら、当社担当者が、協力会社名義の見積書を作成した。
(2)	32	A部	協力会社の了解を得て、当社担当者が、協力会社名義の見積書を作成した。
(3)	48	C支店	協力会社の担当者の了解を得て、当社担当者が、協力会社名義の見積書を作成した。
(4)	23、25、33、40、41	D部	D部担当者が、見積書における協力会社による値引きの記載を削除し、従来の見積金額を維持した。

2 各行為の内容

(1) B支店の事案

B支店のE氏（以下「E氏」という）は、第 1.6(6)の一覧表のうち、案件番号 14 の工事

御 見 積 書		見積番号
株式会社ラックランド 殿		[REDACTED]
下記の通り 見積申請申し上げます。 何卒ご用命賜りますようお願い申し上げます。		
見積金額	[REDACTED]	[REDACTED]
名 称	[REDACTED]	[REDACTED]
見積有効期間	1ヶ月	[REDACTED]
竣 工 期 日	お打ち合わせの上	
工 事 場 所	[REDACTED]	[REDACTED]
御 支 払 条 件	お打ち合わせの上	
備 考	消費税は別途申し受けます	

B氏によれば、上記依頼メールにおける「見積書の金額を、添付 PDF 赤字の金額にご変更いただく」との記載は、各見積書の名義人である協力会社に、金額を変更した見積書を再度提出してもらうことを意味していた。また、「見積書の日付も、[REDACTED]くらいにしておいてもらえると助かります」との記載は、見積書を再度提出してもらうにあたって、協力会社には[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日頃の日付で作成してもらいたい、との趣旨であった。

イ 工事担当者G氏の対応

上記依頼メールを受領したG氏は、[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日、E社及びF社の担当者に電話で連絡し、それぞれの担当者に対し、修正の趣旨と修正後の見積金額を説明し、了解を得た。そのうえで、両社の担当者に対し、以前に受領していた見積書のエクセルファイルをG氏が自ら修正し、見積書として発行することを説明し、了解を得た。

その後、G氏は、[REDACTED]年[REDACTED]月に両社から受領していた見積書のエクセルデータをB氏の赤字の記載に沿うように修正し、[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日[REDACTED]時[REDACTED]分、D部のB氏に宛てて、「修正致しましたのでご確認の程よろしくお願いたします」とメールに添付して送付した。

上記の経緯につき、[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日及び同月[REDACTED]日に、本委員会の依頼に基づき当社内部監査室長がF社の担当者及びE社の担当者に事実確認を行ったところ、両社の

担当者からそれぞれ相違ない旨の回答を得た。

(4) D部の事案

B氏が収益認識のために確認する協力会社の見積書には、従来の見積金額のほかに、「NET ○○円」等の表記で記載されているものがあつた。「NET ○○円」との記載は、「見積額から値引きした後の金額」という意味であつた（以下「NET金額」という）。

B氏は、NET金額を前提として原価総額を計算した場合に想定される粗利率が、その時点の「着地予定粗利率」（「着工承認時目標粗利率」から工事の進捗に従い修正されるもの）を上回る場合には、原価総額が圧縮され過ぎており、以後、工事が進行していくなかで、最終的に原価総額が大幅に増額するであろうことを懸念した。原価総額の大幅な圧縮と後日の大幅な増額は、B氏がそれまで工事進行基準適用案件の業務を通じて経験してきたことであつた。四半期毎の収益認識でそれまで順調だつた粗利率が最終段階で大幅に悪化すれば、監査法人から「それまでの原価見積りが適切に行われていなかったのではないか」との疑問を呈されることも予見された。

B氏は、そのような事態を避けるために、以下の案件において、協力会社からの見積書のPDFデータに記載されたNET金額の記載を、PDFデータの「入力と署名」の機能を用いて削除する方法や、見積書のエクセルデータの数字を変更する方法により、見積原価の基礎とする金額を従来の見積書の金額に戻す修正を行った。

B氏は各修正行為をD部の上司その他社内の誰とも相談せずに、独断で行つた。

案件番号	見積書の発行会社	修正前の金額（協力会社の見積書の金額）	修正後の金額（見積原価の基礎とされた金額）
23	■■■■■■■■■■	NET金額■■■■■■■■円	見積金額■■■■■■■■円
25	■■■■■■■■■■	NET金額■■■■■■■■円	見積金額■■■■■■■■円
	■■■■■■■■■■	NET金額■■■■■■■■円	見積金額■■■■■■■■円
33	■■■■■■■■■■	見積金額■■■■■■■■円	見積金額■■■■■■■■円
		（値引き■■■■■■■■円）	（値引き■■■■■■■■円）
40	■■■■■■■■■■	NET金額■■■■■■■■円	見積金額■■■■■■■■円
41	■■■■■■■■■■	NET金額■■■■■■■■円	見積金額■■■■■■■■円

3 評価

(1) 上記2(1)~(3)の事案について

上記(1)~(3)の事案に共通の問題は、協力会社の意思に反しない内容であつたとはいえ、本

来は協力会社の担当者が作成すべき見積書を、当社担当者が作成してしまったことである。

(1)～(3)のいずれの行為も、協力会社の了承が確認されなければ、外形的には違法な変造行為と区別のつかないものであり、不適切な取扱いであったといえる。

もっとも、動機については、各制作案件の担当者は、協力会社に見積書発行に係るプロセスを負担させないこと、それにより迅速に最新の内容の見積書を入手することを目的として、自ら見積書を作成している。工事進行基準に関するルールを守らなければならない、という意図で行われており、不正の意図は認められない。

(2) 上記 2(4)の事案について

B氏は、見積書の NET 金額の削除や、エクセルデータによる修正を行うことで、見積書の金額を増額する方向で修正している。また、見積原価総額が増額することは、進捗率を下げることにつながるため、当該収益認識の期間において計上される売上を減少させるものであった。

B氏は、当該制作案件の原価総額が過度に圧縮されていると考えられる場合に、見積原価総額を適切な金額とし、工事進行基準の収益認識の精度を上げることを目的として、各修正行為を行ったと認められる。この意味で、見積書の提出期限に間に合わせる目的で行われた本事案における変造行為とは大きく性質を異にするものである。

もっとも、協力会社の見積書を書き換える行為であるという点は本事案とも共通している部分があり、この意味で不適切な行為であったと評価せざるを得ない。

第7 原因分析及び再発防止策の提言について

現在、本調査の過程で判明した追加調査事象について調査中であるところ、本件変造行為及び類似事象の発生原因については、追加調査事象の発生原因と密接に関連することが想定されている。

また、追加調査事象については、より独立性・中立性を有する外部専門家のみで構成する調査委員会へと組織を変更している。このため、組織変更後の調査委員会において原因分析、再発防止策の提言を行うことが独立性・中立性の観点からも望ましいと判断した。

よって、本件変造行為及び類似事象についての原因分析、再発防止策の提言は本報告書においては行わず、組織変更後の調査委員会が最終報告書において行うこととした。

以上